

## 平成24年4月から中央農業改良普及センターに 「農業革新支援専門員」を配置します

○ 国と都道府県が協同で実施している農業普及事業においては、新たな取組にチャレンジする先進的な農業者や経営改善に意欲的な農業者のみなさんに対して、高度な技術や経営ノウハウ等に関する相談対応や総合的な支援を行う体制を全国的に整備することとなりました。

○ 全国的な相談・支援体制強化の内容

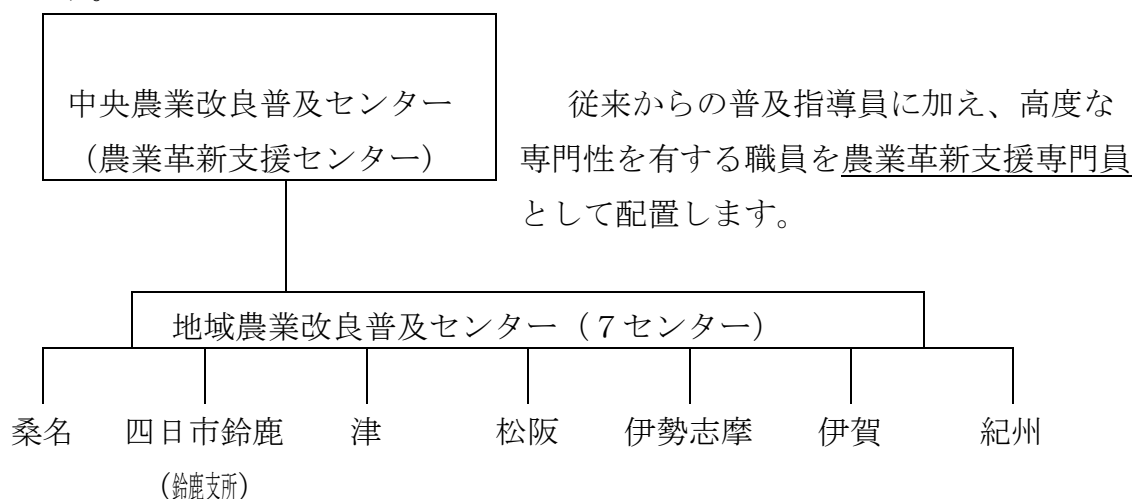
1 先進的な農業者のみなさんが求める高度かつ専門的な個別相談・支援を行う部門を「農業革新支援センター」として各都道府県に整備し、全国的に連携する。

2 研究・教育・行政等との連携強化や効果的な普及活動の推進等の役割と合わせ、先進的な農業者のみなさんからの専門的な相談に対応する「農業革新支援専門員」の制度を導入し、農業革新支援センターに配置する。

○ 三重県の相談・支援体制強化の内容

1 中央農業改良普及センター（松阪市嬉野川北町、農業研究所本館3階）を、三重県における「農業革新支援センター」と位置づけます。

2 「農業革新支援専門員」を中央農業改良普及センターに配置して、関係する地域農業改良普及センターとも連携しながら、それぞれの分野での高度な相談・支援活動を強化します。



※ 従来どおり各分野を担当する「普及指導員」を地域普及センターに配置します。  
相談・支援内容により、関連する農業革新支援専門員と連携して対応します。